

技術開発ワーキング・グループ（スマート IoT 推進フォーラム）規約（案）

（名称）

第 1 条 本ワーキング・グループの名称は、「スマート IoT 推進フォーラム（英文名：Smart IoT Acceleration Forum）（以下「フォーラム」という。）」とする。

（目的）

第 2 条 フォーラムは、IoT・ビッグデータ（BD）・人工知能（AI）等の技術の発展により、グローバルに、あらゆる分野で、その産業・社会構造が大きく変革しつつあることを踏まえ、IoT 等に関する技術の開発・実証を推進するなど、産学官を挙げて新たな時代の変化に挑戦することを目的とする。

（事業）

第 3 条 フォーラムは、前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1） IoT・BD・AI 等に関する技術の開発・実証の推進
- （2） IoT・BD・AI 等に関する技術の標準化や国際展開等の推進
- （3） その他フォーラムの目的を達成するために必要な事業

（会員）

第 4 条 IoT 推進コンソーシアムの会員であって、フォーラムの目的及び事業に賛同する者を会員とする。ただし、フォーラムの座長がその活動に特別に寄与すると認めた団体、個人を会員とすることができる。

（会費）

第 5 条 IoT 推進コンソーシアム規約第 6 条の規定に基づく定めに従うこととする。

（座長、座長代理）

第 6 条 フォーラムには座長を 1 名、座長代理を若干名置く。

- 2 座長は、フォーラムを代表し、事業を総括する。
- 3 座長代理は、座長を補佐し、座長不在時において、その業務を代行する。

（顧問）

第 7 条 フォーラムには顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、座長の求めに応じて、フォーラムの活動及び運営等に関して助言を行うことができる。
- 3 顧問は、座長が委嘱する。

(任期)

第8条 座長及び座長代理の任期は原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 座長及び座長代理は、辞任又は任期満了の場合においても、後任が選出されるまでは、その業務を行わなければならない。

(報酬)

第9条 座長、座長代理及び顧問は無報酬とする。

(フォーラム会合)

第10条 会員により構成されるフォーラム会合を年一回開催するほか、座長が必要と認めたときに開催する。

2 フォーラム会合は、フォーラムの事業及び運営に関する基本的事項についてスマート IoT 推進委員会から報告を受けるとともに、座長が必要と認めた事項について審議し、決定する。

3 フォーラム会合は、座長又は座長代理が招集し、座長又は座長代理が議長を務めることとし、必要に応じて、書面又は電子メールによる開催とすることができる。

4 フォーラム会合の議事は、出席した会員の過半数をもって決するものとし、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(スマート IoT 推進委員会)

第11条 フォーラムにスマート IoT 推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、IoT・BD・AI等に係る知見を有する者であって、フォーラム会合において選任された委員により構成される。

3 委員会は座長、座長代理を選任する。

4 委員会は、IoT・BD・AI等に関する技術の開発・実証及び標準化等の推進に係る各種事業のとりまとめ等を行うとともに、フォーラムの運営に関する重要事項及び座長が必要と認めた事項について審議し、決定する。

5 委員会は、座長又は座長代理が招集し、座長又は座長代理が議長を務めることとし、必要に応じて、書面又は電子メールによる開催とすることができる。

6 委員会は、委員の過半数の出席（代理出席、委任状を含む。）をもって成立する。

7 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決するものとし、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(下部組織)

第12条 委員会の決定に基づき、フォーラムに下部組織を設置することができる。

(知的財産の帰属)

第13条 フォーラムにおけるIoT・BD・AI等に関する技術の開発・実証に係る知的財産については、当該事業を担う事業者等に帰属する。

(事務局)

第14条 フォーラムの庶務は、国立研究開発法人情報通信研究機構が行う。

第15条 この規約で定めるもののほか、フォーラムの運営に必要な事項は、委員会で別に定めるものとする。

付則 この規約は、平成27年 月 日より施行する。

